

分野	16 その他	意見・要望提出者	米国
項目	特殊法人等（日本小型船舶検査機構）の透明性と説明責任について		
意見・要望等の内容	日本政府は、特殊法人及びその他個別の法律によって設置され自主規制機関として機能している組織に対し、透明性の向上と説明責任の強化を義務づけるべきである。例えば、これらの団体（日本小型船舶検査機構等）が新たな規則を採用・制定する前に、パブリック・コメント手続きの採用を義務づけるべきである。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	船舶安全法により設置された日本小型船舶検査機構は、国の代行機関として、小型船舶検査事務の実施に関する規程を定めて、小型船舶の検査を実施しているが、当該規程の設定又は改廃する場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。		
計画等における記載	該当なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)により平成11年4月から、特殊法人等が、法令により付与された処分権限に係る審査基準及び処分基準を定める場合についても、本手続に準じた手続を経るよう、その規制の根拠となる法令を所管している行政機関が指導することとされた。</p> <p>これを受けて日本小型船舶検査機構は、検査事務規程及び同細則等の設定又は改廃を行う場合は、パブリック・コメント手続に準じた手続を経て策定することとしている。</p>			
担当局課室名	海事局検査測度課	(連絡先)03-5253-8639	